

# 無電柱化の推進に関する取組状況について

---

令和6年 2月

国土交通省 道路局

# 能登半島地震での取組と無電柱化 区間の被災状況

- 国土交通省では、地震発生の日(1/2)から幹線道路の応急復旧に着手。
- 法面崩壊や家屋倒壊のほか、電柱倒壊や倒木の電柱接触等により応急復旧作業に支障。
- 電柱・電線撤去作業は、道路管理者(土木業者)では対応できないため、電線管理者の協力が必要不可欠であり、電線管理者の作業待ちが発生。
- 道路管理者、電線管理者等関係者において「災害時(地震)の電力復旧に向けた連絡調整会議」を設置し、関係者間で復旧作業箇所調整を行い作業を効率化。



石川県輪島市 国道249号



石川県輪島市 広域農道



石川県穴水町 県道303号

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴う孤立集落及び停電の早期解消に向け、道路管理者及び電力事業、北陸地方整備局で構成する連絡調整会議を実施
- 道路啓開・電力復旧作業における課題に関する調整を実施

## ◆連絡調整会議概要

○日時:【第1回】令和6年1月5日(金)

15:30～16:30

○参加構成

中部近畿産業保安監督部

北陸電力送配電(株)

石川県

北陸地方整備局



Web会議開催状況

## ◆被災状況



○日時:【第2回】令和6年1月6日(土)

19:30～20:30

○参加構成

資源エネルギー庁

中部近畿産業保安監督部

北陸総合通信局

北陸電力送配電(株)

NTT西日本(株)

石川県、北陸地方整備局



Web会議開催状況

開催日	調整会議・内容
1月5日(金) 【第1回】	第1回連絡調整会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況について</li> <li>・道路の通行止め及び啓開作業予定について</li> <li>・電力復旧に関する各機関の課題について</li> </ul>
1月6日(土) 【第2回】	第2回連絡調整会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況について</li> <li>・道路の通行止め及び啓開作業予定について</li> <li>・電力復旧に関する各機関の課題について</li> </ul>

3回目以降は、現地対策本部のインフラチームにて、上下水道等施設への啓開も含め調整



- 能登半島地域においては、輪島市をはじめ、8市町で約20kmの無電柱化を実施。
- 現地調査の結果、一部特殊部(マンホール)周辺の沈下、地上機の傾き等を確認。
- 今後、埋設管路等の損傷状況を確認し、必要な対応方策の検討を行うことが必要。

## 輪島市



車両通行に支障となる被害はない  
地上機の傾き、特殊部周辺の沈下を確認



液状化により、特殊部の周辺が沈下したと思われる

## 七尾市



車両通行に支障となる被害はない  
段差は応急復旧済み



特殊部、地上機器部に被害は確認できない

## 珠洲市



液状化により地上機器部周辺が沈下したと思われる

## 能登町



車両通行に支障となる被害はない



特殊部が浮き上がり歩道の規制をしている箇所

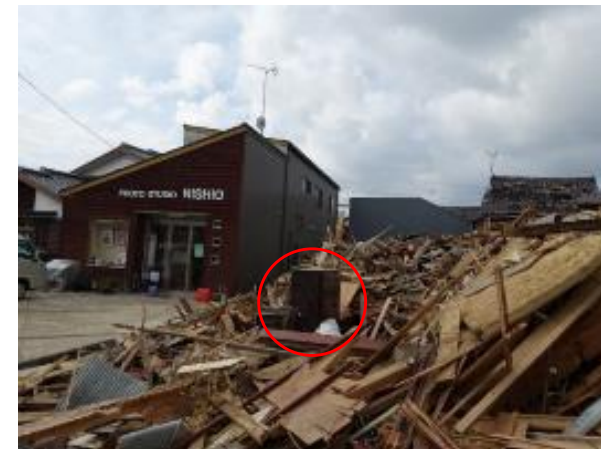
## 穴水町



車両通行に支障となる被害はない



地上機器周辺での段差や路面ひび割れは複数確認



家屋倒壊に巻き込まれた地上機器  
(傾いたりはずしてはいない)



仮設電柱にて応急復旧

# 令和5年台風6号における対応

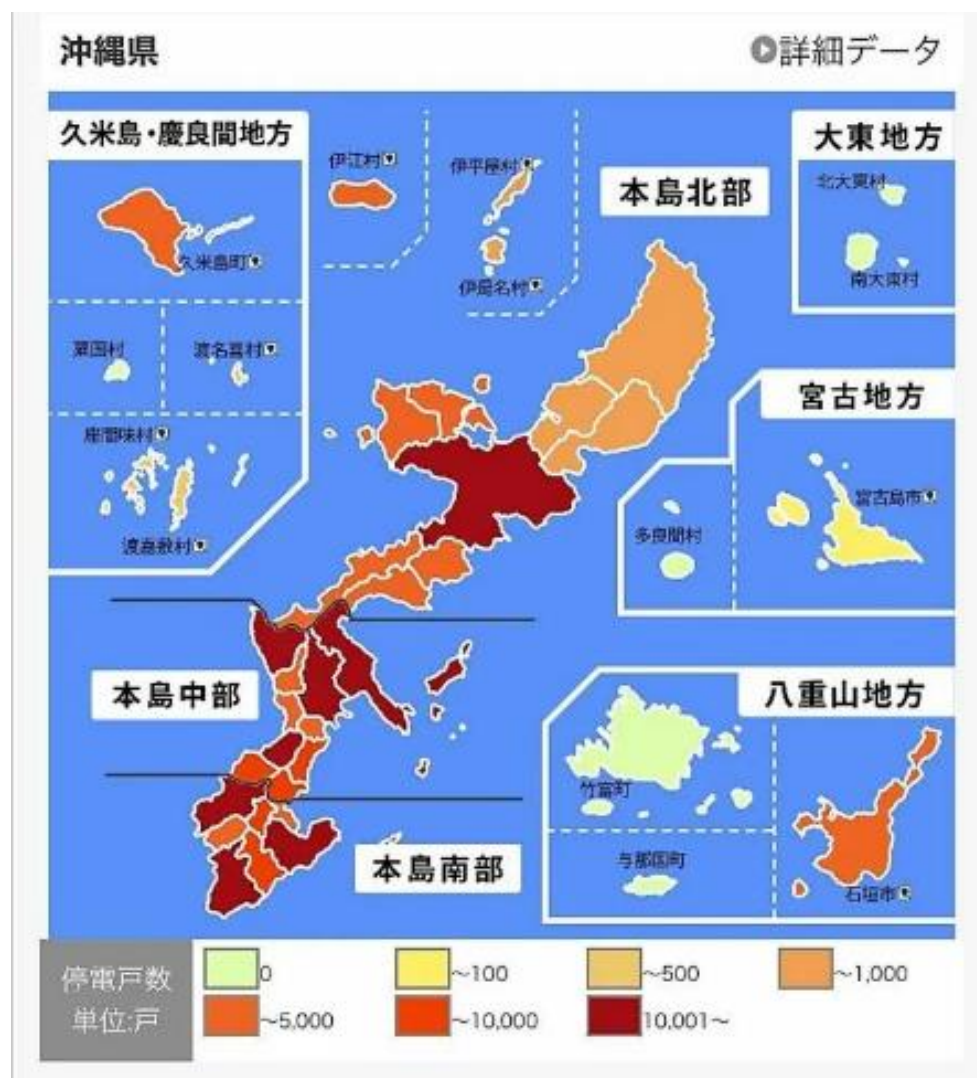


## ○台風6号による停電の状況

2023年8月2日 14:45

沖縄県内34市町村の約21万5600戸で停電

停電時間177時間(約1週間)



## ○電柱倒壊箇所(7箇所) 他387箇所断線





第19回国土強靱化推進本部会合（令和5年10月19日（木））より

【岸田内閣総理大臣】

（前略）沖縄の離島地域など優先度を付けて、コスト縮減を図りつつ、長期停電対策として、無電柱化支援を拡充してください。（以下略）

第212回国会 総理所信表明演説（令和5年10月23日（月））より

【岸田内閣総理大臣】

（前略）沖縄の離島地域をはじめ、電力供給の強靱化に資する電線地中化を加速します。（以下略）

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日（木））より

第5節 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

2. 防災・減災、国土強靱化の推進

- ・無電柱化を含む道路インフラの局所対策（国土交通省）
- ・沖縄振興公共投資交付金等を活用した沖縄の離島を中心とする無電柱化の加速化等(内閣府)

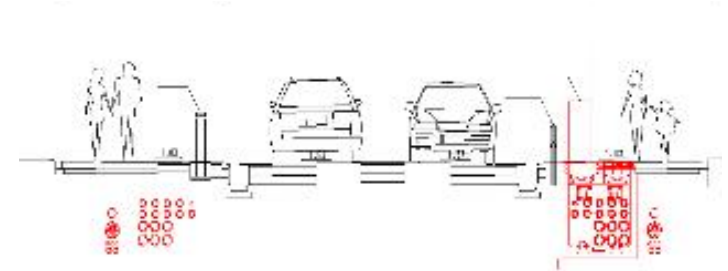
## 【課題・背景等】

国内外の観光需要が急速に回復するなか、世界文化遺産・首里城跡を含めた周遊観光ルートのうち、文化芸術拠点や観光スポットである国際通り周辺の周遊ルートにおいて人通りが多いことから、通行空間の安全性・快適性の確保を図るため、無電柱化を推進。

### 《位置図》



### 《対策イメージ》



写真①



写真②



### ゆいレールでまわる歴史・文化コース



### 〔効果〕

観光地における歩行空間拡大による持続可能な観光の推進



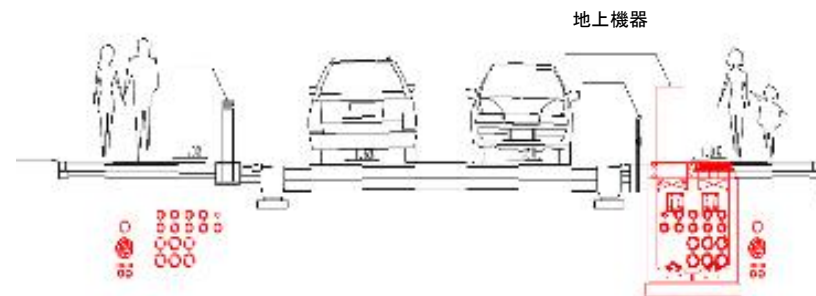
## 【課題・背景等】

一般県道平良久松港線は、第2次緊急輸送道路に指定されており、電柱倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化を推進し、災害時における救急活動や物資輸送等のための道路空間を確保する。

### 《位置図》



### 《対策イメージ》



### 【効果】

- 大規模災害時の被害の軽減
- 救急救命・復旧活動に必要な交通機能の確保



- 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化を支援
- 令和6年度より、観光地における共同管路方式による無電柱化を対象に追加

## 事業スキーム

[整備箇所の例(佐賀県鹿島市)]

### 【補助対象地域(地理的要件)】

- ・世界遺産周辺地域
- ・重要伝統的建造物群保存地区
- ・歴史まちづくり法重点地区
- ・その他、無電柱化による観光振興の効果が高いと認められる地域



### 【補助対象経費】

- ・単独地中化方式等、共同管路方式により無電柱化に要する経費
- ・無電柱化に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光まちづくりに資すると認められる費用(※)

(※)

- ・地上機器へのWi-Fi設備による観光情報の提供
- ・地上機器を活用した観光案内(地図など)の明示
- ・無電柱化後の歩道復旧の際に周辺の道路に調和した舗装の美装化
- ・無電柱化と併せて、道路照明等の美装化や街路樹を整備

### 【補助割合等】

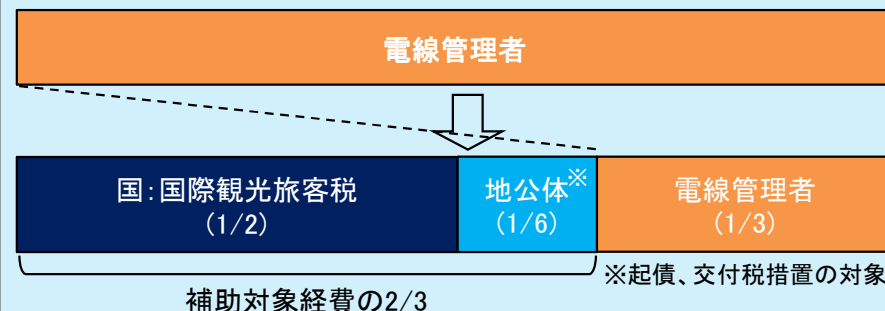
- ・国→地方公共団体(補助対象事業者)→電線管理者(間接補助事業者)
- ・国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助  
補助対象事業者は補助対象経費の2/3を間接補助事業者に補助

### 【その他】

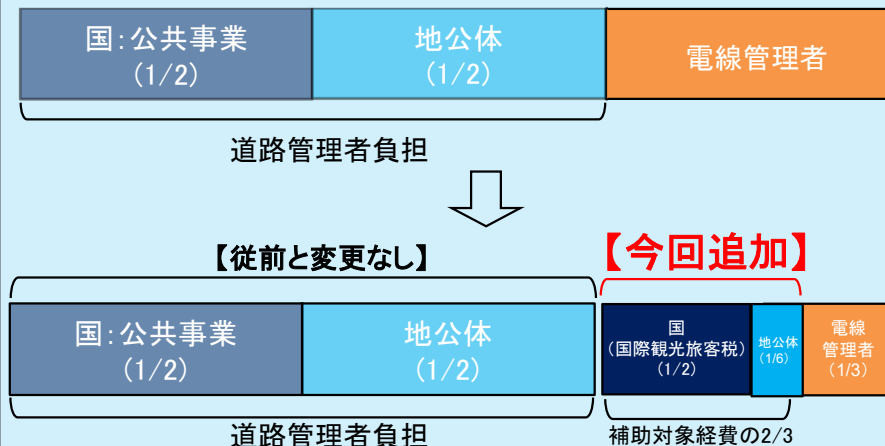
- ・起債及び交付税措置の対象事業
- ・継続事業の展開を考慮し交付対象事業を決定

## 支援イメージ

### ■単独地中化方式等



### ■共同管路方式



- 【今回追加】**
- ・電線管理者負担分の1/2を国(国際観光旅客税)が補助
  - ・電線管理者負担分の1/6を地公体が補助

# 無電柱化推進計画のフォローアップ

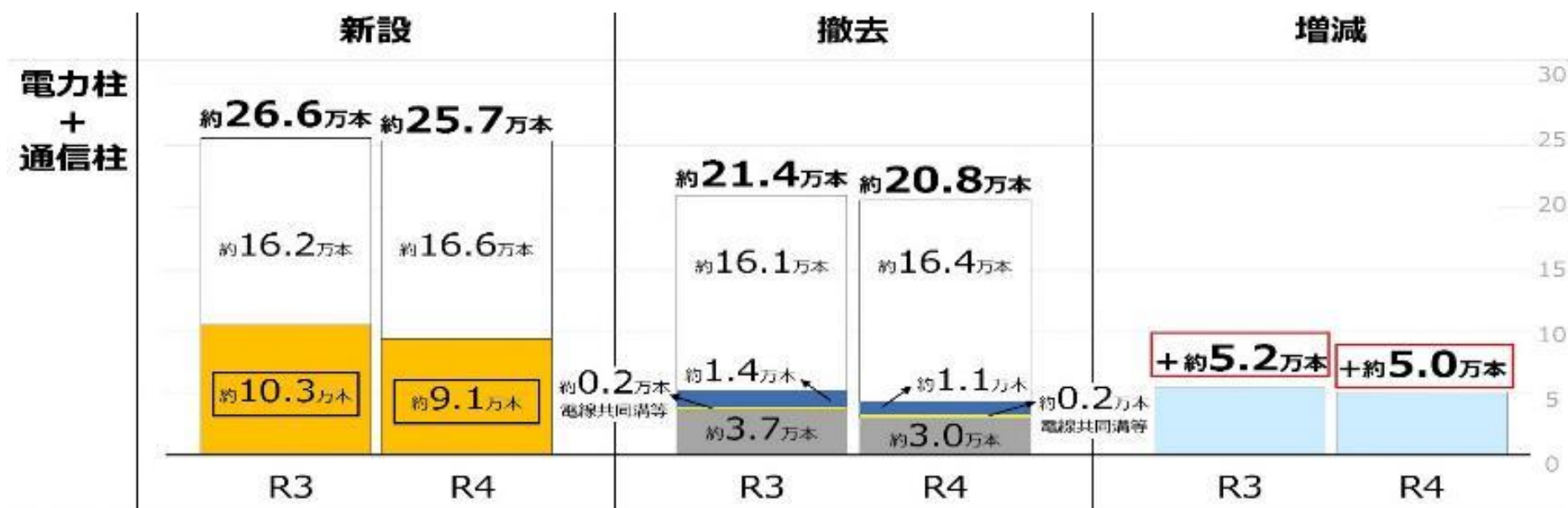
# 新設電柱調査結果概要(令和4年度)

- 令和4年度は全国で電柱(電力柱+通信柱)は、約5万本の増加。
- 直轄国道では全線で新設電柱の占用禁止措置を行っており、約1500本の減少。

## 【新設電柱調査結果】

	新設	撤去	増減
合計	約25.7万本 (-0.9万本)	約20.8万本 (-0.6万本)	+約5.0万本 (-0.2万本)

括弧書きは令和3年度との比較



## 【直轄国道の電柱道路占用本数】

	R4.4.1時点	R5.4.1時点	増減
合計	280,997	279,485	△ 1,512



- 令和3年5月に策定した無電柱化推進計画(第8期)の計画期間はR3~R7の5か年間
- 令和5年度は中間年にあたることから、計画指標の中間フォローアップを実施

## 【計画指標】

分類	対象	母数	指標		
			初期値 (R1年度末)	R5年度 (見込み)	目標値 (R7年度末)
防災	電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率	19,380km	約38% (7,376km)	約45% (8,719km)	約52% (10,060km)
安全	特定道路における無電柱化着手率	4,447km	約31% (1,398km)	約33% (1,457km)	約38% (1,698km)
景観・観光	世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数	89地区	37地区	44地区	46地区
	重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数	123地区	56地区	59地区	67地区
	歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数	121地区	46地区	54地区	58地区

# 今後の取組方針

- 無電柱化推進計画では、これまでに約9,900kmの管路整備済
- 今後は、8期計画で着手する4,000kmと合わせて約6,200kmの整備が必要。  
第8期計画 着手目標 約4,000km ⇒ 約3,600km(9割で協議着手済)
- 今後は、着手済区間の管路整備を進めるため、優先区間・整備目標を明確にし、集中的な投資により管路整備(電柱撤去)を促進する。

## 無電柱化推進計画での取組状況 (S61～R5)

管路整備済延長 約9,900km(平均260km/年)



電柱未撤去 800km

第7期計画 以前

第8期計画 約4,000km

未着手 400km



管路整備予定延長 約6,200km

優先区間の抽出

## 優先区間の考え方

約6,200km

【防災】  
緊急輸送道路  
約4,600km

うち市街地 (DID区間)  
約3,500km

緊急輸送道路約のうち市街地(DID) 区間の約3,500km



優先区間を明確にし、集中的に整備

世界文化遺産周辺 約10km(14地区)  
重要伝統的建造物群保存地区 約10km(20地区)  
歴史まちづくり法重点地区 約30km(34地区)  
バリアフリー特定道路 約130km  
合計 180km

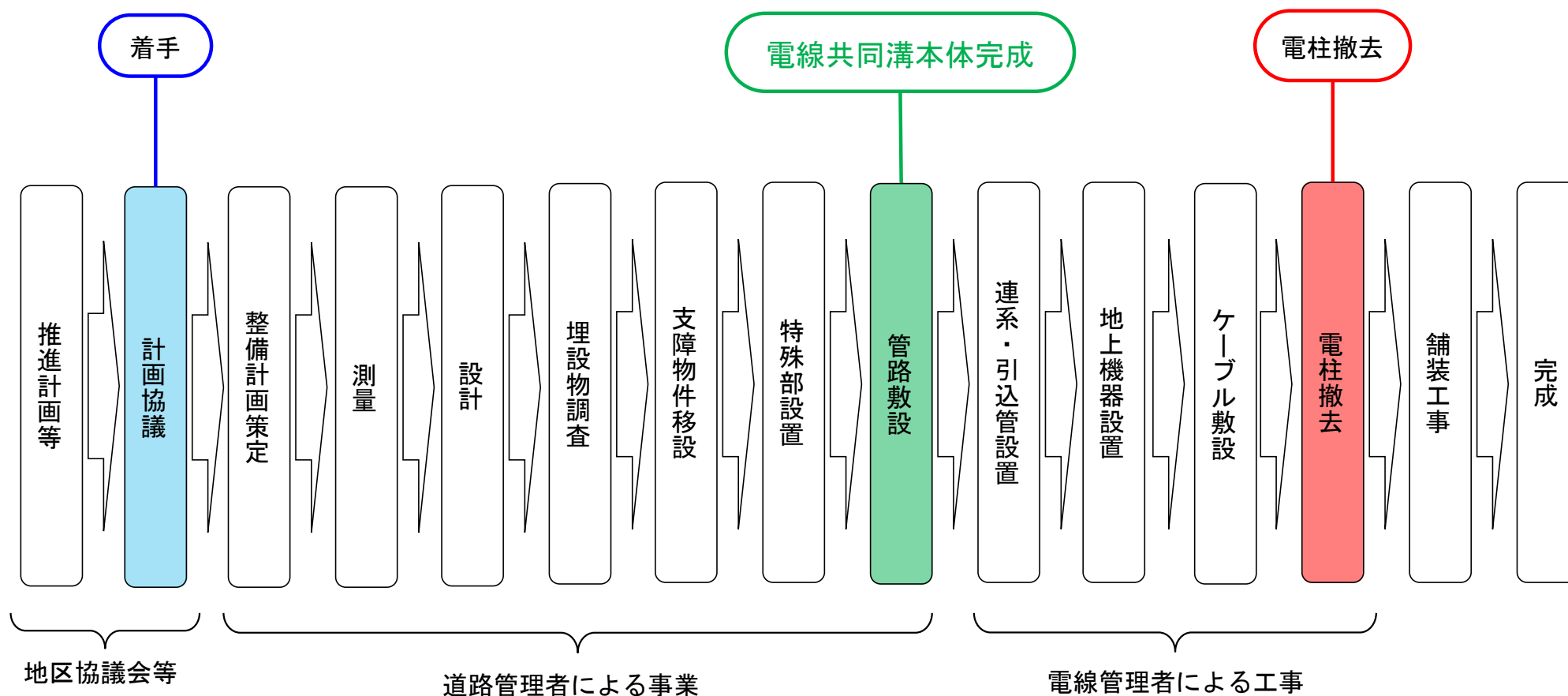
【その他】  
約1,420km



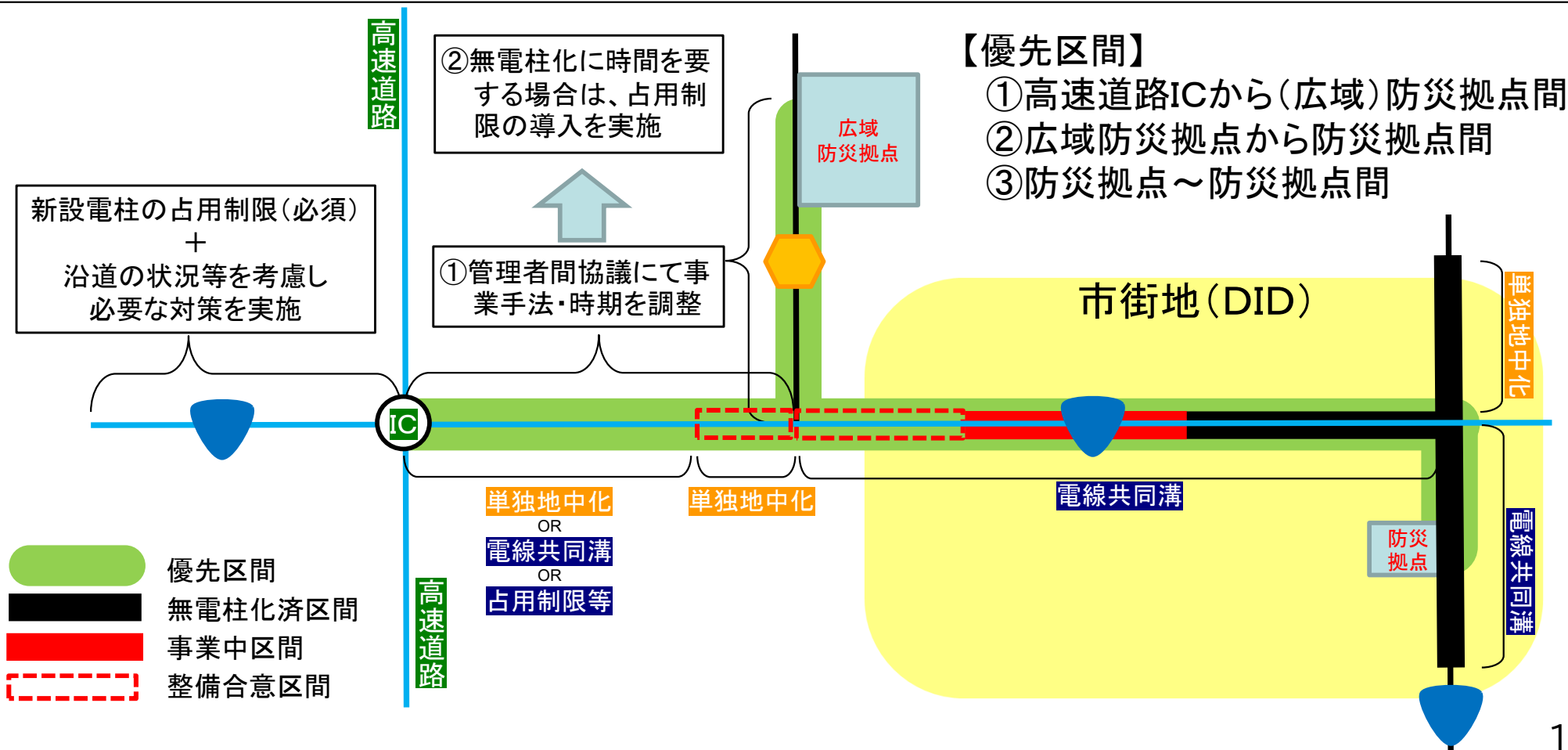
地域の実情に応じて整備



## 【電線共同溝のステップ】 ※合意形成ガイドラインに加筆






- 今後、地方ブロック無電柱化協議会等において、緊急輸送道路や地域防災計画等で防災上重要性の高い区間(優先区間)を選定し、無電柱化区間の連続性を確保。
- 整備にあたっては、沿道の利用状況や電柱の設置状況を踏まえ無電柱化事業(道路管理者、電線管理者)や電柱の占用制限により電柱撤去に向けた取組を推進。
- 特に、優先区間のうち市街地(DID)区間から集中的な投資により整備を促進し、早期電柱撤去を目指す。



# 優先区間の考え方(イメージ)



- 効率的な無電柱化のために、地方版「無電柱化推進計画」の策定を促し、計画に対して補助
- 「コスト縮減」「スピードアップ」も現場に応じた最適な手法が選択されるよう促進

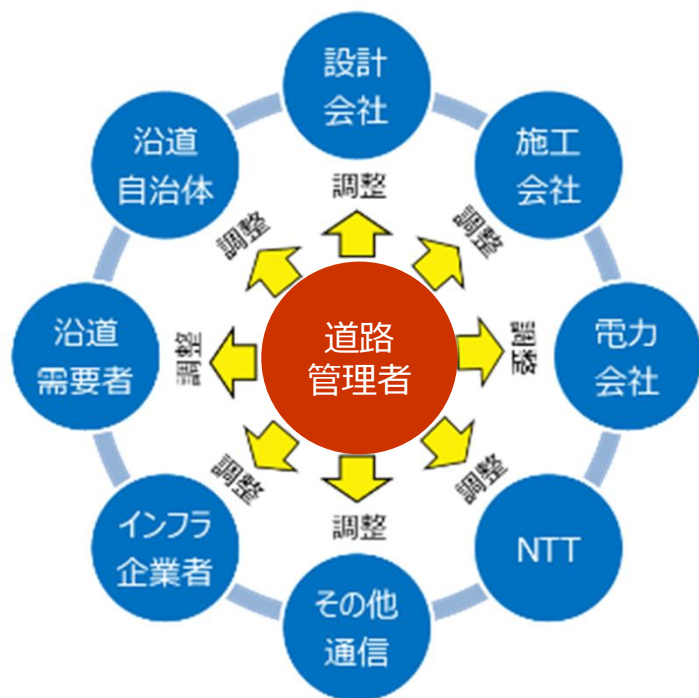
 計画	 設計	 工事
<div data-bbox="174 657 725 788" style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     推進計画策定の促進                 </div> <p>《策定済み自治体数》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県: 全て策定済み</li> <li>・市区町村: 164自治体 (1741自治体中)</li> </ul> <p>→地方ブロック協議会で周知 →計画策定について国・県が助言 →県と市の一体策定も可</p>	<div data-bbox="860 657 1406 788" style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     ①既存ストック活用                 </div> <div data-bbox="860 833 1406 1075" style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     ②コスト縮減                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接埋設</li> <li>・新材料</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1541 657 2087 788" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     昼間施工                 </div> <div data-bbox="851 1225 2069 1359" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;">                     包括委託                 </div>



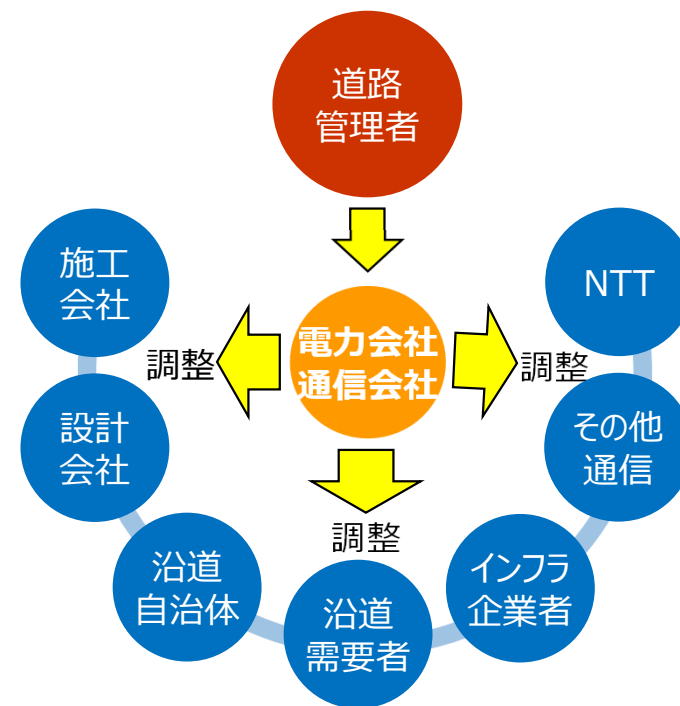
- 電線管理者が道路管理者の窓口となり、全ての設計・施工を一体的に実施について、先行的に「東京電力PG」と「沖縄電力」が実施しているところ。
  - ・東京電力PGの例：巣鴨地蔵通り（東京都豊島区）電線共同溝事業
  - ・沖縄電力の例：県道16号線（沖縄県うるま市）電線共同溝事業
- 他の電力会社・通信会社への展開を進めていく

## <一体的な事業推進イメージ>

### 従来の調整方法



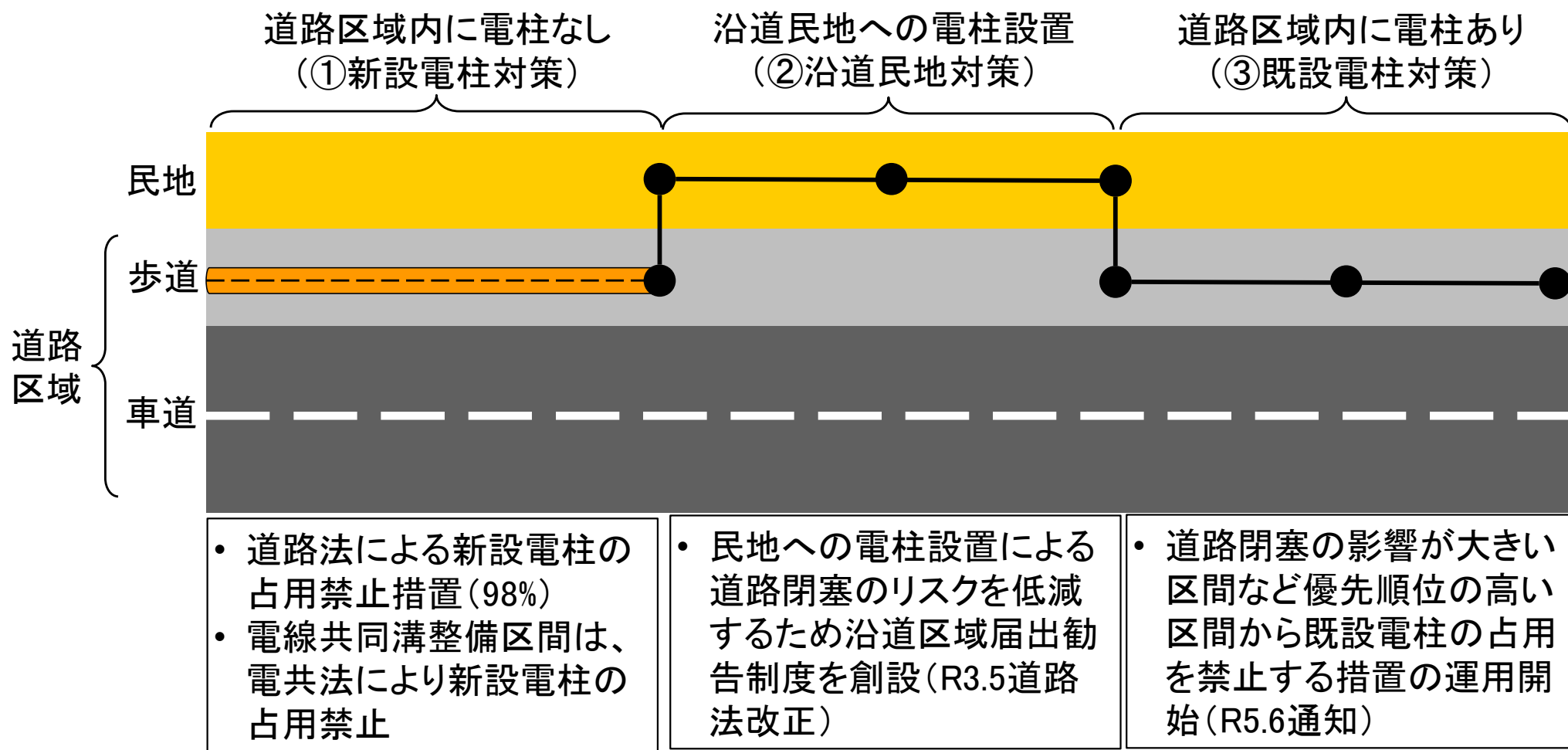
### 新たな調整方法



現場毎に  
適切な方式を  
選択

道路管理者の管理の下、  
電力会社・通信会社が関係事業者等と調整を実施

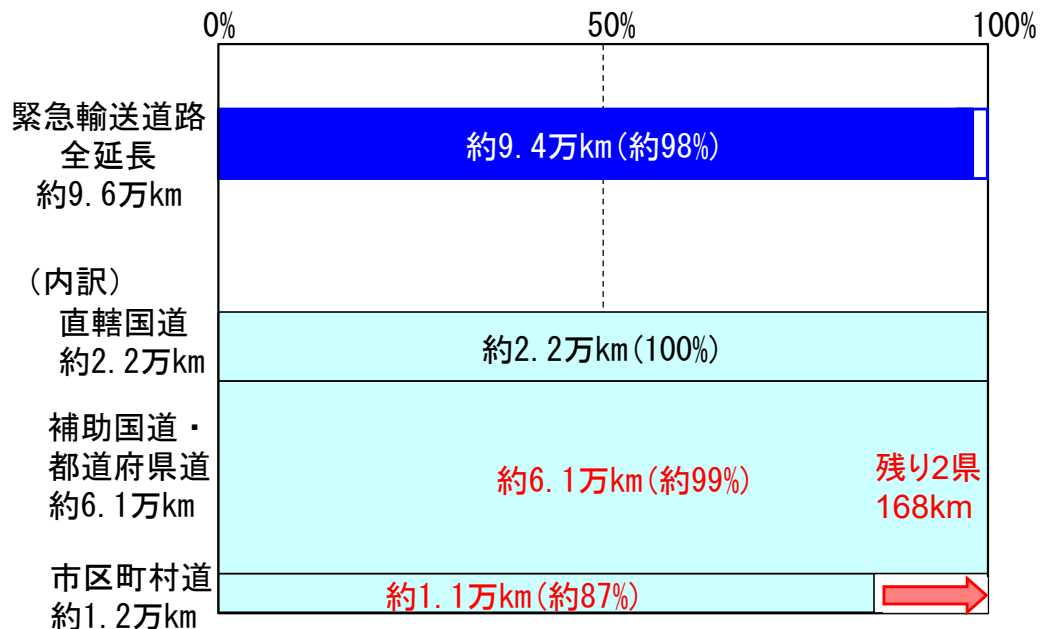
- 緊急輸送道路については電柱倒壊リスクの高い市街地等では無電柱化を推進
- 電柱倒壊による道路閉塞リスクを低減するため、占用禁止措置等を導入
  - ①新設電柱対策：道路法による新設電柱の占用禁止措置（3号指定98%済み）
  - ②沿道民地対策：沿道区域届出勧告制度を創設（R3.5道路法改正）
  - ③既設電柱対策：優先順位の高い区間から占用禁止措置の運用開始（R5.6通知）



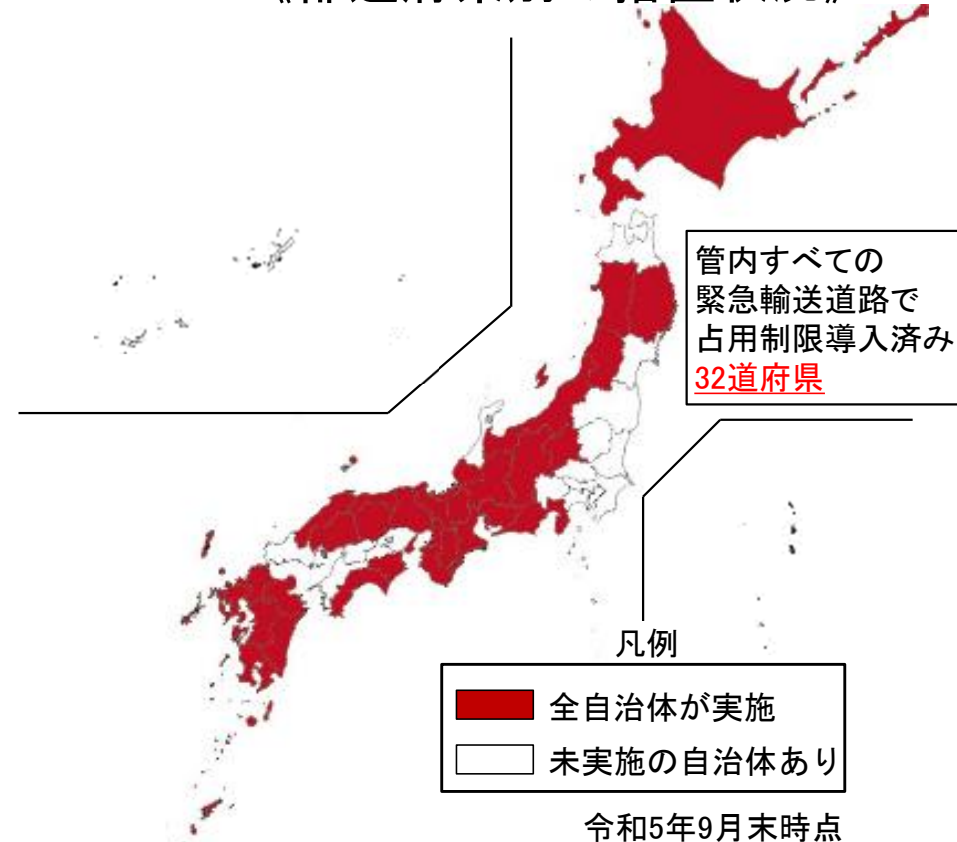
○緊急輸送道路約9.6万kmのうち、全線での措置に至っていない都道府県・市町村で、現在、手続きを進めており、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を禁止する占用制限の措置は、令和5年9月末に約9.4万km（約98%）となった。

※道路法第37条（抜粋）  
 道路管理者は（中略）区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる  
 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止

《道路種別毎の措置状況》

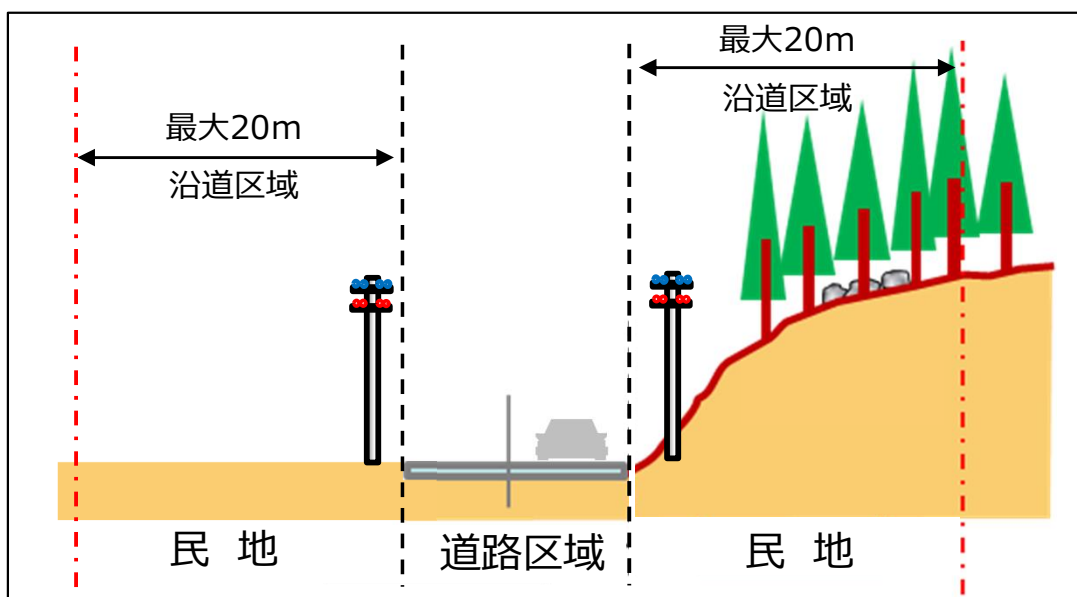


《都道府県別の措置状況》

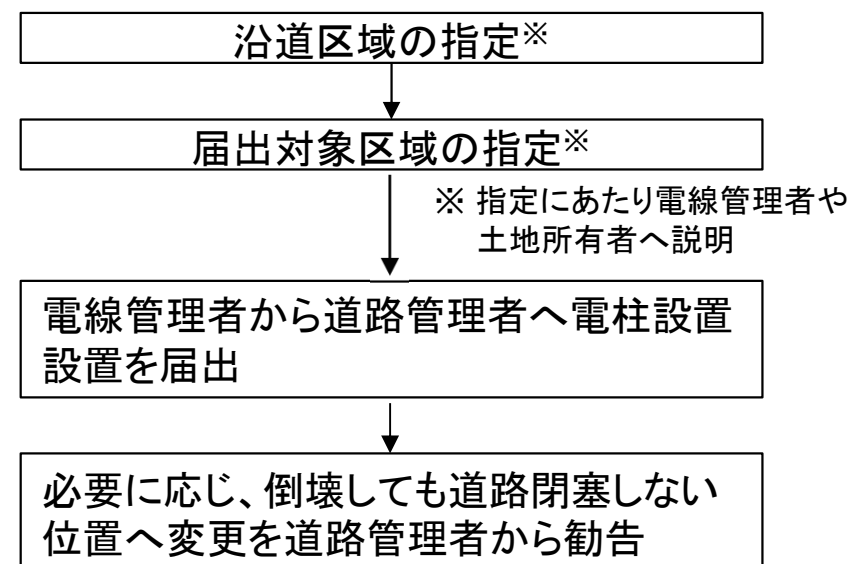


○沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、道路法改正（R3年9月施行）により、沿道区域を設定し、当該区域内に届出対象区域を設定、区域内に電柱を設置する際は、道路管理者への届出、届出に対し、勧告できる「届出・勧告制度」を創設。

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



【手続きの流れ】



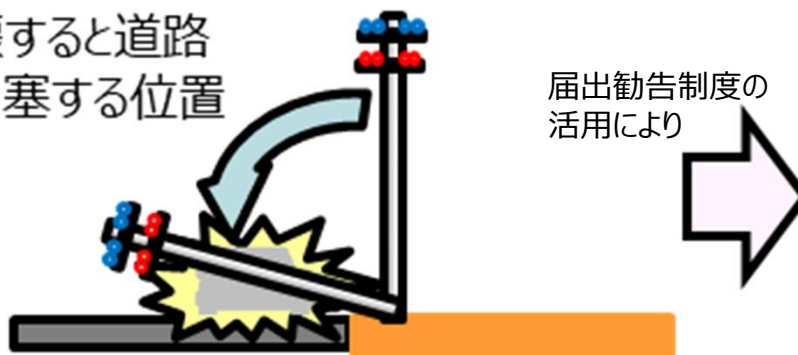
※ 届出対象区域は沿道区域の中で設定

【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】



【道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ）】

倒壊すると道路  
が閉塞する位置



届出勧告制度の  
活用により

・倒壊しても道路  
閉塞しない位置





○下記に留意し、緊急輸送道路を対象に既設電柱の占用禁止の運用を開始(R5.6通知)  
・電線管理者との協議(費用負担等) ・導入の優先順位 ・沿道サービス利用の継続性

## 【優先順位の考え方】

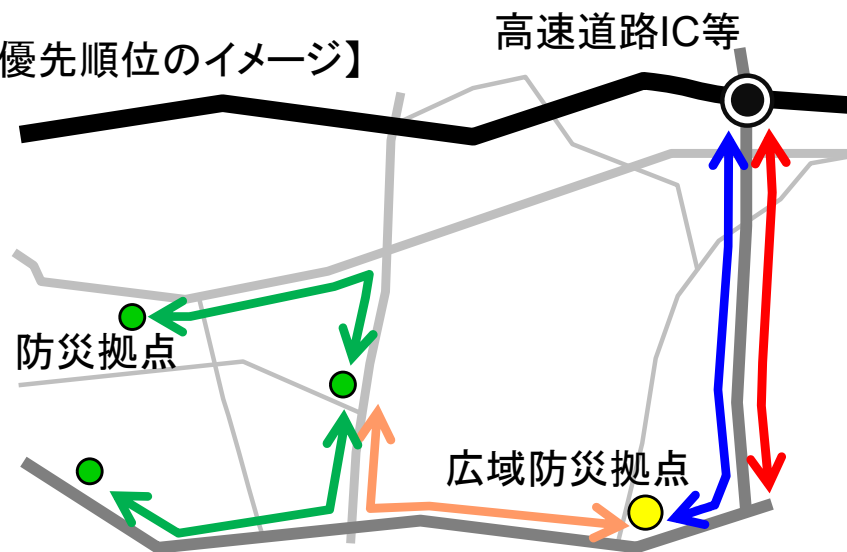
### ○無電柱化事業の事業(予定)区間

- ①電線共同溝整備事業の事業(予定)区間
- ②単独地中化など無電柱化事業の事業(予定)区間
- ③2年前までに道路工事の通知がなされた区間

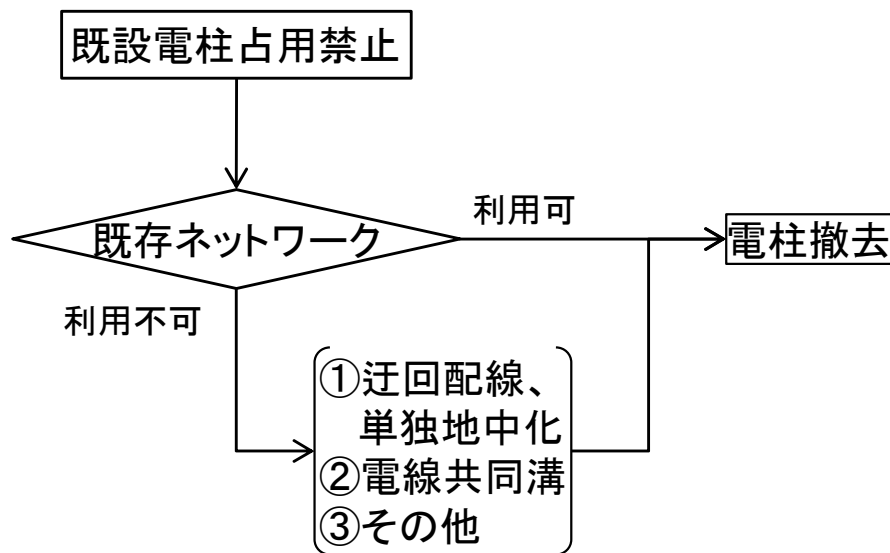
### ○電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間

- ①地域防災計画における重要な区間
- ②交通拠点と(広域)防災拠点を結ぶ区間
- ③広域防災拠点と防災拠点を結ぶ区間
- ④防災拠点と防災拠点を結ぶ区間

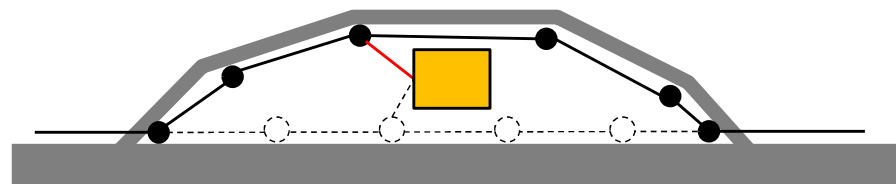
## 【優先順位のイメージ】



## 【サービスの継続性】



## 【既存ネットワークのイメージ】



## 【迂回配線のイメージ】

